

その他有価証券の 会計処理

購入

決算

翌期首

を一気に整理

 Money Forward クラウド

※ 本資料は参考情報であり、法令等への適合性や内容の正確性・完全性について、一切保証するものではありません。
制度の適用にあたっては、必ず公的資料等をご確認ください。

※ 本資料の情報は、2026年6月作成時点のものであり、変更される可能性があります。ご利用の際は、必ず最新情報を公的機関にてご確認ください。



有価証券の4分類

「その他」に該当するのは？

有価証券は**保有目的によって4つに分類**されます。「売買目的有価証券」「満期保有目的債券」「子会社株式・関連会社株式」のいずれにも当てはまらないものが「**その他有価証券**」です。**持ち合い株や長期保有目的の株式などが該当**します。

分類	内容
売買目的有価証券	短期的な値上がり益を目的に保有する有価証券
満期保有目的債券	満期まで保有する意図で取得した社債・国債など
子会社・関連会社株式	支配・影響力行使を目的として保有する株式
その他有価証券	上記3つに該当しない有価証券 ● 取引先との関係維持を目的とした持ち合い株式 ● 業務提携先への長期保有目的の株式 ● 余裕資金の運用として保有する投資信託・公社債 ● 合資会社・合同会社への出資持分 など

※ その他有価証券のうち債券は「1年基準」が適用されます。満期まで1年以内なら流動資産（有価証券）、1年超なら固定資産（投資有価証券）として表示します。

決算時の評価替え

2つの方法を比較

その他有価証券は決算時に時価で評価替えを行います。ただし、必ずしも売却するとは限らないため、評価差額は損益計算書ではなく**貸借対照表の純資産の部に計上**します。処理方法は「全部純資産直入法」（原則）と「部分純資産直入法」の2つがあり、一度選択したら継続適用が条件です。

	全部純資産直入法(原則)	部分純資産直入法
時価 > 取得原価	評価差額 → 純資産の部へ	評価差額 → 純資産の部へ
時価 < 取得原価	評価差額 → 純資産の部へ（マイナス表示）	評価差額 → 当期の損失（投資有価証券評価損）

全部純資産直入法は、含み益・含み損のいずれも純資産の部に計上します。部分純資産直入法は、含み損のみ当期の損失として損益計算書に反映する保守的な方法です。実務上は全部純資産直入法が多数派です。

仕訳① 購入時 **その他有価証券を取得したとき**

「その他有価証券」の勘定科目を使い、取得原価で資産計上します。

※ 付随費用（購入手数料など）がある場合は、取得原価に含めて処理します。

仕訳② 決算時 **時価で評価替えするとき**

決算時には帳簿価額を時価に評価替えし、差額を「その他有価証券評価差額金」として処理します。以下は全部純資産直入法による仕訳例です（取得原価 ¥50,000、法定実効税率 40%）。ポイントは、評価差額をそのまま純資産に計上するのではなく、税効果分を差し引いた税引後の金額を計上する点です。

含み損のケースでは、「その他有価証券評価差額金」が純資産のマイナスとして扱われます。なお、貸借対照表上は固定資産の区分に「投資有価証券」として時価で表示します。

※ 税法上はその他有価証券の時価評価が認められないため、会計と税務の差異を調整する「税効果会計」の適用が必要です。評価差額 ¥5,000 × 税率 40% = ¥2,000 が税効果の金額となり、残りの ¥3,000 が「その他有価証券評価差額金」として純資産に計上されます。

例 **その他有価証券 ¥50,000 を現金で購入した場合の仕訳例**

借方	金額	貸方科目	金額
その他有価証券	50,000	現金	50,000

例 **時価 ¥55,000（含み益 ¥5,000）のケース**

借方	金額	貸方科目	金額
その他有価証券	5,000	繰延税金負債	20,000
		その他有価証券評価差額金	3,000

例 **時価 ¥45,000（含み損 ¥5,000）のケース**

借方	金額	貸方科目	金額
繰延税金資産	2,000	その他有価証券	5,000
その他有価証券評価差額金	3,000		

仕訳③ 翌期首

「洗替法」で帳簿を戻すとき

翌期首には、前期末に計上した評価差額を振り戻す処理を行います。これを「洗替法（あらいがえほう）」と呼び、前期末の逆仕訳（借方・貸方を反対にした仕訳）を行って帳簿価額を取得原価に戻します。

📌 注意

その他有価証券では「切放法（きりはなしほう）」は認められていません。売却損益は必ず取得原価と売却額の差額で算定する必要があります。そのため、洗替法のみが適用されます。

例 含み益だった場合の逆仕訳（取得原価 ¥ 50,000 / 期末時価 ¥ 55,000）

借方	金額	貸方科目	金額
繰延税金負債	2,000	その他有価証券	5,000
その他有価証券 評価差額金	3,000		

例 含み損だった場合の逆仕訳（取得原価 ¥ 50,000 / 期末時価 ¥ 45,000）

借方	金額	貸方科目	金額
その他有価証券	5,000	繰延税金資産	2,000
		その他有価証券 評価差額金	3,000

実務で押さえておきたいポイント

- ✓ 評価方法（全部 or 部分純資産直入法）は**一度選択したら継続適用が原則**
- ✓ 著しい時価の下落（おおむね50%以上）があれば「**減損処理**」が必要（回復の見込みがない場合）
- ✓ 2025年3月期より、**改正法人税等会計基準（企業会計基準第27号）が原則適用**されています。その他の包括利益に対する課税の計上区分が見直されており、グループ通算制度加入時などにおけるその他有価証券評価差額金への課税に注意が必要です
- ✓ 貸借対照表上は「**投資有価証券**」として**固定資産の部に表示**します（1年以内に満期の債券を除く）

